

「徳島県高等学校教育改革実行計画（仮称）」策定等支援業務 仕様書

1 委託業務名

「徳島県高等学校教育改革実行計画（仮称）」策定等支援業務

2 目的

本県では、国が策定した「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」（以下「グランドデザイン」という。）を踏まえ、知事部局、地域、大学及び産業界と連携・協働し、実効性の高い「徳島県高等学校教育改革実行計画（仮称）」を策定することとしている。

本計画では、専門高校の機能強化・高度化、普通科改革を通じた特色化・魅力化、地理的アクセス・多様な学びの確保を通じた高校教育の転換により、県内の高校が、将来の労働市場や地域経済を支える「イノベーションを興す力を底上げする起点」としての役割も果たすことを目指している。

本業務は、県内の高校において、高校教育改革の取組を円滑かつ効果的に推進するため、本計画の策定を専門的知見から支援するとともに、第三者的な視点から県教育委員会と学校現場の間を連絡・調整するコーディネート機能を担うことを目的とする。

※国のグランドデザインについては、別紙「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を参照すること。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託業務内容

（１）「徳島県高等学校教育改革実行計画（仮称）」の策定支援

① 現状分析・課題整理・意向の把握

グランドデザイン及び本県の高校を取り巻く現状について十分に理解した上で、次に掲げる業務を実施すること。

- ・ 本県が指定する改革先導拠点及び協力校に対するヒアリング調査
- ・ 県内企業、経済団体、大学その他の関係機関並びに有識者に対するヒアリングやアンケート調査
- ・ 本県の産業動向、人口構造の変化、地域社会の課題その他必要な情報の収集及び分析
- ・ 上記調査及び分析結果を踏まえた本県の高校における課題の整理及び対応方策の提案

② データ分析に基づく最適な高等学校の規模・配置に関するシミュレーション

全国および県内の人口動態、就業構造等の関連データや文献資料の調査・分析を行うこと。さらに、それらの客観的データに基づき、将来的な生徒数減少や地理的条件等を踏まえた「最適な高等学校の規模・配置」に関するシミュレーションを実施すること。本シミュレーション結果は、将来の高校再編や基本方針検討のためのエビデンス（客観的根拠）として提示すること。

③ 「徳島県高等学校教育改革実行計画（仮称）」素案の作成及びプロセス支援

上記①及び②の分析並びに課題整理の結果を踏まえ、「徳島県高等学校教育改革実行計画（仮称）」の素案を作成すること。また、素案作成後の策定作業においては受託者が代筆・一括受託を行わず、県担当者が自らの意見を主体的に計画へ反映できるよう、ファシリテーション・コーチングを通じたプロセス支援に徹すること。

素案には次の事項を盛り込むこと。

- ・ グランドデザインを踏まえた本県の高校教育改革の基本方針及び方向性
- ・ 専門高校の機能強化・高度化及び普通科改革に関する施策
- ・ 地理的条件等を踏まえた多様な学びの機会の確保に関する施策
- ・ 関係機関（市町村、大学、産業界等）との連携・協働体制の構築に関する事項
- ・ 教員の資質・能力の向上及び働き方改革の推進に関する事項
- ・ ICT 環境、施設設備その他教育環境の整備に関する事項
- ・ 成果指標（KPI）、推進体制及び進捗管理手法に関する事項

④ 県民意見募集（パブリックコメント）の反映及び概要版の作成

実行計画案に対して県が実施する県民意見募集に関し、提出された意見の計画への反映までの一連の業務を行うこと。また、小中高生等や県民が広く容易に理解できるよう、施策の核心（ビジョン、重点施策等）を視覚的に分かりやすくまとめた「概要版」の企画・作成を行うこと。

（２）改革先導拠点の取組支援及び全体統括

本県が指定する改革先導拠点に対し、教育改革の取組状況及び進捗状況に関するヒアリングを実施するとともに、目標達成に向けた助言等の伴走支援を行うこと。

また、各拠点の取組成果を客観的に測定・検証し、調査結果のエビデンスに基づき文部科学省や県民等への対外説明資料の作成を支援すること。

（３）「徳島県高等学校教育改革実行計画（仮称）」の広報

策定した計画の実効性を高め、県民への理解を深めるため効果的な広報を行うこと。

5 業務遂行体制等

(1) 業務責任者の配置

業務の実施に当たっては、業務を総括し、県からの指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務の遂行に努めること。

(2) 業務スケジュールの管理

県とスケジュールを調整して実施し、遂行状況について随時報告を行うこと。

(3) 業務内容の確認

業務内容の確認のため、必要に応じて随時県と打合せを行うこと。

(4) その他

業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、速やかに県と協議を行うこと。

6 成果物の提出

(1) 成果物

① 提出する成果物は、以下のとおりとする。

No.	成果物	内容
1	ヒアリング・アンケート調査報告書	ヒアリング調査やアンケート調査により収集した情報、意見及び課題等を整理・分析した報告書
2	現状分析及びシミュレーション報告書	本県の産業動向等の分析に加え、最適な高校の規模・配置に関するシミュレーション結果をまとめた報告書
3	徳島県高等学校教育改革実行計画(素案)	本県が目指す高校教育の将来像の実現に向け、基本方針、施策体系等を整理した計画書
4	実行計画概要版	施策の核心を視覚的に分かりやすくまとめた概要版
5	KPI・ロードマップ資料	成果指標、目標値、実施工程及び進捗管理手法を整理した資料

② 成果物のうち、テキストベースで作成したものは、Microsoft Word、Excel、PowerPoint 形式又は PDF 形式による電子ファイルを、CD 又は DVD に格納して提出すること。

③ 画像や動画については、DVD に格納して提出すること。

(2) 提出場所

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県教育委員会 教育創生課 魅力創生担当

電話 (088) 621-3154

E-mail kyouikusouseika@pref.tokushima.lg.jp

(3) その他

- ① 電子データについては、全てウイルス対策ソフトにより検査した上で提出すること。
- ② 提出物がウイルスに感染していることにより、県又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、信頼回復、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

7 留意事項

(1) 業務実施、進捗状況の報告等

- ・受託者は、本業務の実施に当たり、関連法令等を遵守し、県の信用を損なう行為を行わないこと。また、週 1 回程度の定例打合せ（オンライン含む）を実施するなど定期的に協議の場を設け、円滑に遂行しなければならない。協議内容は速やかに議事録を作成し県と共有すること。

(2) 実施体制

- ・本業務の円滑な実施と品質の確保を実現するために必要な体制を確実に整備し、県との連絡窓口は一本化すること。
- ・受託者は、本業務の実施に当たり、教育施策や地域計画の策定支援において十分な経験を有する者を統括責任者（業務責任者）として配置すること。
- ・横断的な伴走を担うアドバイザーは、学校魅力化や地域活性化のコンサルティング経験を有し、コーチング等を通じて教育現場や行政の意欲を引き出す支援スキルを有すること。

(3) 著作権の取扱い

- ・成果物等の全ての著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までの権利を含む）は、検査完了をもって県に全て移転するものとする。

(4) 機密保持について

- ・本業務の履行に係る個人情報の取扱及び情報セキュリティの確保に当たっては、別記 1、2 を遵守すること。なお、「個人情報の保護に関する法律及び同法施行条例等」並びに「徳島県教育情報ネットワーク運営規程」に抵触しないこととする。

(5) 業務の再委託について

- ・契約に当たり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合（先導拠点校の伴走を担うアドバイザー等）について、事前に再委託範囲等を県に提示し承諾を得た場合はこの限りではない。

(6) その他

- ・ 本業務に係る一切の経費は全て委託金額に含むこと。
- ・ 業務完了後は、成果報告、収支報告等の実績報告書を県へ提出すること。また、契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、県に帰属するものとする。

8 疑義が生じた場合の取扱い

受託者は、業務の実施中に本仕様書に定めのない事項が判明した場合等は、速やかに県と協議し、双方合意の上で対応すること。

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

(資料等の返還又は破棄)

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は破棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別記 2

情報セキュリティに関する特記事項

（基本的事項）

第 1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、徳島県情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

（管理体制）

第 2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報資産の管理に関する責任者及び担当者、作業者の所属並びに委託内容を明確にしておかなければならない。

（作業場所の特定）

第 3 乙は、情報資産の紛失等を防止するため、この契約による業務を処理するに当たっては、その作業の場所を特定しておかなければならない。

（サービスレベルの保証）

第 4 乙は、甲が提示する品質及びセキュリティレベルを満たす業務を提供しなければならない。

2 乙は、情報システムを実際に運用する者の現状・課題を加味し、セキュリティと利便性の両立を可能とする、実務と調和したセキュリティ対策を講じなければならない。

（情報資産の種類と範囲、アクセス方法）

第 5 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

（業務従事者への周知及び教育）

第 6 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知するとともに、継続的に教育しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第 7 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された情報を、当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

（情報の適正な管理）

第 8 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（再委託の禁止）

第 9 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（情報資産の返却及び廃棄）

第 10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された記録媒体は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（報告）

第 11 甲は、この契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を求めることができる。

2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生した場合又はそのおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（監査及び検査）

第 12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

（情報セキュリティインシデントの公表）

第 13 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することとする。

（契約解除及び損害賠償）

第 14 甲は、乙がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

（ポリシー改定時の対応）

第 15 甲は、セキュリティポリシーに改定等を行う場合は、適宜、乙に改定等の内容を情報提供しなければならない。

2 乙は、契約締結後にセキュリティポリシーの改定等がなされた場合は、速やかに、改定等後の内容を適用するよう努めなければならない。